



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可.....一
-(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....一
- 公共測量の終了(六件).....一
-(都市整備局都市基盤部調整課).....一
- 建築基準法による道路位置の指定.....二
-(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更.....二
-(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....二
-(環境局環境改善部化学物質対策課).....二
- 森林法第百八十九条の揭示(二件).....四
-(産業労働局農林水産部森林課).....四
- 告示(警).....四
- 平成六年警視庁告示第百十五号(交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する告示)の一部改正.....四
- 公 告.....四
- 開発行為に関する工事を完了.....五
-(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....五
- 東京都労政会館の休館.....五
-(産業労働局雇用就業部労働環境課).....五

雑報

○東京都職員共済組合会互選議員補欠選挙の結果.....六

告示

東京都告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 清瀬市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画緑地事業第八号中里一丁目緑地
 - 三 事業施行期間 平成二十八年一月五日から平成三十年三月三十一日まで
 - 四 事業地 清瀬市中里一丁目地内
- 取用の部分 使用の部分 なし

東京都告示第二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 港区虎ノ門一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月三日から同年十月十六日まで

東京都告示第三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田神保町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十四日から同年九月十七日まで

東京都告示第四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修

正(500レベル)

三 測量の区域 世田谷区内

四 測量の期間 平成二十七年六月十六日から同年九月三十日まで

●東京都告示第五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量(道路台帳補正)

三 測量の区域 府中市地内

四 測量の期間 平成二十七年九月一日から同年十月三十日まで

●東京都告示第六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 昭島市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 昭島市中神町地内

四 測量の期間 平成二十七年八月三日から同年十月九日まで

●東京都告示第七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八丈町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 八丈町

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)

三 測量の区域 八丈町樫立地内

四 測量の期間 平成二十七年六月二十五日から同年七月二十三日まで

●東京都告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十七年十一月十日 宮字上ノ原千一六・〇〇の規定による 九日 六十番六、同幅員 番十及び千六四・〇〇 十二番六の各一部

●東京都告示第九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十七年十二月九日 東久留米市浅間町三丁目四十九番七及び同幅員 九・五〇

第一項第五号の規定による 日 十番七及び同幅員 四・〇〇

道路 番四十二の各一部

●東京都告示第十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区加平二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別 図

